

1年生保護者各位

令和8年度 第1学年 納付額一覧表

香川県立高松商業高等学校長

陽春の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本年度の授業料等の納付額は下表のとおりですので、留意事項にご配慮の上、納付いただきますようお願いいたします。

全日制課程 商業科

(単位：円)

項 目	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	合 計
納 付 額 合 計	8,210	26,710	26,710	47,810	18,110	18,110	18,110	18,110	18,110	18,110	18,110	18,110	254,320
授 業 料	0	0	0	39,600	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	118,800
諸 会 費	8,210	26,710	26,710	8,210	8,210	8,210	8,210	8,210	8,210	8,210	8,210	8,210	135,520
内 訳	P T A会費	720	720	720	720	720	720	720	720	720	720	720	8,640
	部活動振興費	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	17,160
	生徒会費	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	3,720
	修学旅行・語学研修積立金	5,750	5,750	5,750	5,750	5,750	5,750	5,750	5,750	5,750	5,750	5,750	69,000
	副教材等代	0	18,500	18,500	0	0	0	0	0	0	0	0	37,000
口座振替日(授業料・諸会費)	5月18日	5月18日	6月17日	7月17日	8月17日	9月17日	10月19日	11月17日	12月17日	1月18日	2月17日	2月17日	

留意事項

- (1) 納付方法は、お届けいただいている口座からの振替によります。
 - (2) 振替日は毎月17日(指定金融機関の休日にあたる場合はその翌営業日)です。
 - (3) 1年生の諸会費は4月分を5月分と併せて5月に、授業料は4月分から7月分は併せて7月に、専攻科1年生の4月分は5月分と併せて5月に納付してください。また、授業料、諸会費ともに3月分は2月分と併せて2月に2か月分を納付してください。
 - (4) 毎月、振替日に預金残高の確認をお願いします。もし、預金残高不足等で振替ができなかったときは、文書等でご連絡しますので、学校窓口(事務室)で現金納付してください。
- ※ 高等学校等就学支援金又は高校生等・新修学支援の受給資格の認定を受けた方については、支給される高等学校等就学支援金又は高校生等・新修学支援を授業料に充当しますので、納付の必要はありません。
- ※ 香川県高等学校専攻科修学支援金の受給資格の認定を受けた方については、支給される香川県高等学校専攻科修学支援金を授業料に充当しますが、支給額が授業料の半額の場合は、残りの半額を納付する必要があります。(残りの半額について、別途減免を受けた方は納付する必要はありません。)

1年生保護者各位

令和8年度 第1学年 納付額一覧表

香川県立高松商業高等学校長

陽春の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本年度の授業料等の納付額は下表のとおりですので、留意事項にご配慮の上、納付いただきますようお願いいたします。

全日制課程 情報数理科

(単位：円)

項 目	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	合 計
納 付 額 合 計	8,210	33,210	33,210	47,810	18,110	18,110	18,110	18,110	18,110	18,110	18,110	18,110	267,320
授 業 料	0	0	0	39,600	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	118,800
諸 会 費	8,210	33,210	33,210	8,210	8,210	8,210	8,210	8,210	8,210	8,210	8,210	8,210	148,520
内 訳	P T A会費	720	720	720	720	720	720	720	720	720	720	720	8,640
	部活動振興費	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	17,160
	生徒会費	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	3,720
	修学旅行・語学研修積立金	5,750	5,750	5,750	5,750	5,750	5,750	5,750	5,750	5,750	5,750	5,750	69,000
	副教材等代	0	25,000	25,000	0	0	0	0	0	0	0	0	50,000
口座振替日(授業料・諸会費)	5月18日	5月18日	6月17日	7月17日	8月17日	9月17日	10月19日	11月17日	12月17日	1月18日	2月17日	2月17日	

留意事項

- (1) 納付方法は、お届けいただいている口座からの振替によります。
 - (2) 振替日は毎月17日(指定金融機関の休日にあたるときはその翌営業日)です。
 - (3) 1年生の諸会費は4月分を5月分と併せて5月に、授業料は4月分から7月分は併せて7月に、専攻科1年生の4月分は5月分と併せて5月に納付してください。また、授業料、諸会費ともに3月分は2月分と併せて2月に2か月分を納付してください。
 - (4) 毎月、振替日に預金残高の確認をお願いします。もし、預金残高不足等で振替ができなかったときは、文書等でご連絡しますので、学校窓口(事務室)で現金納付してください。
- ※ 高等学校等就学支援金又は高校生等・新修学支援の受給資格の認定を受けた方については、支給される高等学校等就学支援金又は高校生等・新修学支援を授業料に充当しますので、納付の必要はありません。
- ※ 香川県高等学校専攻科修学支援金の受給資格の認定を受けた方については、支給される香川県高等学校専攻科修学支援金を授業料に充当しますが、支給額が授業料の半額の場合は、残りの半額を納付する必要があります。(残りの半額について、別途減免を受けた方は納付する必要はありません。)

1年生保護者各位

令和8年度 第1学年 納付額一覧表

香川県立高松商業高等学校長

陽春の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本年度の授業料等の納付額は下表のとおりですので、留意事項にご配慮の上、納付いただきますようお願いいたします。

全日制課程 英語実務科

(単位：円)

項 目	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	合 計
納 付 額 合 計	22,460	47,460	47,460	62,060	32,360	32,360	32,360	32,360	32,360	32,360	32,360	32,360	438,320
授 業 料	0	0	0	39,600	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900	118,800
諸 会 費	22,460	47,460	47,460	22,460	22,460	22,460	22,460	22,460	22,460	22,460	22,460	22,460	319,520
内 訳	P T A会費	720	720	720	720	720	720	720	720	720	720	720	8,640
	部活動振興費	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	17,160
	生徒会費	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	3,720
	修学旅行・語学研修積立金	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	240,000
	副教材等代	0	25,000	25,000	0	0	0	0	0	0	0	0	50,000
口座振替日(授業料・諸会費)	5月18日	5月18日	6月17日	7月17日	8月17日	9月17日	10月19日	11月17日	12月17日	1月18日	2月17日	2月17日	

留意事項

- (1) 納付方法は、お届けいただいている口座からの振替によります。
 - (2) 振替日は毎月17日(指定金融機関の休日にあたる場合はその翌営業日)です。
 - (3) 1年生の諸会費は4月分を5月分と併せて5月に、授業料は4月分から7月分は併せて7月に、専攻科1年生の4月分は5月分と併せて5月に納付してください。また、授業料、諸会費ともに3月分は2月分と併せて2月に2か月分を納付してください。
 - (4) 毎月、振替日に預金残高の確認をお願いします。もし、預金残高不足等で振替ができなかったときは、文書等でご連絡しますので、学校窓口(事務室)で現金納付してください。
- ※ 高等学校等就学支援金又は高校生等・新修学支援の受給資格の認定を受けた方については、支給される高等学校等就学支援金又は高校生等・新修学支援を授業料に充当しますので、納付の必要はありません。
- ※ 香川県高等学校専攻科修学支援金の受給資格の認定を受けた方については、支給される香川県高等学校専攻科修学支援金を授業料に充当しますが、支給額が授業料の半額の場合は、残りの半額を納付する必要があります。(残りの半額について、別途減免を受けた方は納付する必要はありません。)